

最終更新日:2012年7月2日

株式会社セレスポ

代表取締役社長 稲葉利彦

問合せ先:人事総務部長 大井政幸

証券コード:9625

http://www.cerespo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「歓びの集い創りの裏方に徹する事をもって、人間社会の円滑なる発展に貢献する」ことを経営の基本理念として、各種イベントの企画・制作・会場設営・運営等の企業活動を通じて、株主の皆様を始めとするステークホルダーの期待に応えつつ、広く社会の発展に貢献することを目指しております。

これを実現するためには、経営の効率化を図り、長期的かつ安定的に企業価値を向上させていくことが重要であると認識しております。

当社では、安定的な業績の確保と長期的な企業価値向上のため、迅速かつ効率的な経営体制の確立と充実をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社スマイル	1,100,000	19.29
セレスポ従業員持株会	521,300	9.14
株式会社異商店	268,000	4.69
市川 敏夫	110,000	1.94
稲葉 利彦	100,000	1.75
衣笠 純	94,600	1.65
北原 和男	94,600	1.65
榎本 里司	90,000	1.57
株式会社東和銀行	72,000	1.26
水澤 千秋	65,000	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は、しばしば意見の交換・情報の聴取等を行い、必要に応じ監査に立会うなどの連携を保っております。また、「内部監査室」を設置し、定期的に監査役との連携を図り監査業務を遂行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
星野 俊司	他の会社の出身者									
服部 訓子	弁護士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
星野 俊司	○	独立役員	37年に亘る経理・財務・総務・人事を含む多岐に亘る知識・経験等を当社の監査体制の強化に生かしていただくため。
服部 訓子		株式会社トラジの社外監査役でありませず。	弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に生かしていただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

特段のインセンティブを付与することなしに、充分業績向上を果たしているため。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	更新

取締役報酬に関しては、有価証券報告書および営業報告書(事業報告)において全取締役の報酬総額を開示しております。

取締役の年間報酬総額 6名 90,865千円
監査役の年間報酬総額 4名 16,206千円(うち社外監査役3名 9,922千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で承認された方法により決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で監査役と協議の上、決定しております。
なお、平成4年10月28日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬を月額25,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない)、監査役の報酬を月額3,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

「内部監査室」を設置しており、人事総務部から兼任スタッフを配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

業務執行、監査・監督体制の状況としては、当社は監査役体制を採用しており、現行の経営体制の員数は取締役5名および監査役3名(うち2名は社外監査役)であります。当社の取締役会は月1回以上開催し、当社の重要事項に関する審議、意思決定を行っております。さらに取締役会に準ずる機関として、代表取締役・担当取締役・監査役および本社各部門ならびに各支店の責任者で構成される支店長会議を月1回開催し、各部門の業務執行状況の管理、部門間での情報共有ならびに相互チェックを実施しております。

取締役候補および監査役候補の選任は取締役会で行い、監査役候補者に関しては監査役会の同意を得た上で、定時株主総会にて承認をいただいております。また、取締役および監査役の報酬は、定時株主総会で承認された上限枠をもとに、取締役会および監査役会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在の当社業務内容・事業範囲・人員体制において常勤監査役を含む社外監査役の経営監視機能が有効に機能していると考えられるため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	年間2回IR資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部において、兼任しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程により、各ステークホルダーの立場の尊重のために行動基準を設定し、これを遵守しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献の一環として、震災時に要請から24時間以内に緊急避難場所を設置する「クイック24」協定を平成24年3月時点で、45市町村と締結しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成18年5月25日の取締役会で決議され、その後2回に亘り変更を致したものの、前回の変更(平成20年3月26日)から、現在の運用状況がより具体的・実効的に変化しておりますので、平成22年3月26日の取締役会で一部変更いたしました。

変更後の基本方針は下記の通りです。

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

・取締役は、その職務執行に係る次の文書(電磁的媒体記録を含む)およびその関連資料について、それぞれの担当職務に従い文書取扱規程等に基づいて適切に保管・管理する。

(1)株主総会議事録 (2)取締役会議事録 (3)その他の重要会議議事録 (4)計算書類 (5)稟議書

・取締役及び監査役は、常時これらの文書・情報を閲覧できるものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」「リスク管理基準」に定める基本方針および管理体制に基づき、事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図る。

・不測の事態が発生した場合は、「危機対策規程」に従い対応し、損害の最小化を図る。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

・定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じ臨時取締役を開催する。

・組織・業務分掌・職務権限規程に基づき部門の業務・役割を果たす事により、各取締役の職務の効率性確保に努める。稟議規程に則った運営により稟議審査の効率化も進める。

・中期経営計画・年度計画を策定し、全社的な目的を設定する。目標管理制度の精度向上を行う。

4. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・「コンプライアンス規程」「リスク・コンプライアンス管理委員会規程」を定め、取締役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を定めるとともに、同行動基準の定着推進を図る。

・法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合、速やかに直接通報を行う手段を確保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

・当社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たない経営姿勢を貫くことを基本方針とする。また、反社会的勢力による不当要求等があった場合は、警察等と緊密な連携のもと、全社を挙げて対応する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・当社は現在、監査役の職務を補助すべき専任スタッフは設置していないが、監査役会は必要に応じて監査役補助者を任命できることとしている。

・専任の補助使用人を置いた場合、その異動・評価等については、監査役会の同意の上行う。

6. 取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

・取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する虞があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見した時、その他報告が必要と認められる事項が生じた時は、遅滞なく監査役に報告する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役と監査役は、定期的な会議を通じて意見交換を行う。

・監査役・監査法人・内部監査担当者は、相互に連携を図り、各監査の実効性を図る。

・監査役会は、各職務担当取締役および重要な使用人から個別の説明をもとめることができる。

・監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握する為、取締役会のほか、その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧する事ができる。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性の確保および金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たない経営姿勢を貫くことを基本方針とする。また、反社会的勢力による不当要求等があった場合は、警察等と緊密な連携のもと、全社を挙げて対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

